

部長、次長、課長各位

東村山市副市長 野 崎 満  
松 谷 いづみ

## 令和4年度経営方針への対応(依命通達)

部長、次長、課長各位においては、現下の市行財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、令和4年度経営方針に示された事項について、下記により、その対応に万全を期すとともに、令和4年度予算や事務の執行のみならず、令和5年度に向けた予算編成等にも確実に反映させていくこと。

この旨、命によって通達する。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症への対応

##### 【ワクチン接種】

円滑かつ安全なワクチン接種を継続して実施するため、国や都、医療機関等との連携を確実に行い、新型コロナウイルスワクチン接種事業本部、庁内プロジェクトチームを中心として、全庁的に万全の実施体制を整えるとともに、情報共有を徹底し、接種計画等の適切な周知に努めること。

##### 【感染拡大防止、経済支援、経済対策】

施設の管理運営や事業実施に当たっては、感染症拡大防止に必要な対策を適切に講じること。また、3 密状態の回避やデジタル化、オンライン化など、定着しつつある新たな生活様式に対応した事業実施形態について創意工夫を図るとともに、その成果を定着させていくこと。

国・都が実施する経済対策への対応はもとより、生活困窮者や障害者の住居確保、就労支援や相談対応の充実を図るとともに、地域経済活動の縮小に対応する、事業者の事業継続支援や生産性向上の支援に努めること。

感染拡大防止、経済支援、経済対策等に係る具体的な取組については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画として位置付けていることから、計画の変更や補正予算等の取り扱いについては遺漏なく対応すること。

##### 【事業やイベント実施等】

市が企画する対面型、集合型の事業やイベントについては、ウィズコロナ・ポストコロナの時代に適しているか、あり方に立ち返って検証し、中止・縮小の可能性を含めて見直し・最適化

を図ること。

また、これらは地域活動の活性化や施策の効果発現のために重要な取組であることから、市内外の感染拡大の状況、社会状況の変化を注視し、ソーシャルディスタンスの確保やマスク着用の徹底、大人数・長時間とならないよう、感染拡大防止の工夫を図り、それが困難な場合は、オンラインによるリモート開催へ変更するなど計画的に実施すること。

#### **【職員の勤務体制、職場環境】**

これまで積極的に進めてきたデジタルワークプレイス、什器の整理や入替による執務環境の整備の成果を最大限に活用した在宅勤務、分散勤務などにより、市民や職員の感染リスクの低減を図るとともに、市民サービスの利便性向上、業務の効率化など、働き方改革の一層の推進にも努めること。

## **2. 総合計画の推進**

#### **【実施計画事業の推進と見直し】**

東村山市第5次総合計画令和4年度版実施計画を踏まえ、3年後の到達点を見据えた着実な事業推進を図ること。

実施計画事業の推進にあたっては、前期基本計画の施策展開で示されているとおり、「持続可能性」や「包摂性」を十分に意識し、多様な主体との連携、経済・社会・環境の諸課題の統合的な解決、「まちづくりの好循環」の視点を持って効果的に実施すること。特に、今後注力することとしている、連続立体交差事業や中心核の整備、東村山創生や自治体DX、脱炭素等の推進など、ハード整備とソフト施策の連携や相乗効果について検討すること。

また、市民の健康や命、日常生活を脅かす喫緊の課題へ機動的に対応するとともに、長期的展望を持って将来のために必要な課題の把握に努め、新規施策の企画立案、事業規模の拡大や縮小、継続や廃止について精査した上でローリングを実施し、翌年度以降の施策に反映すること。

#### **【庁内連携の強化】**

時代や社会の変化に伴って顕在化しつつある、不登校やヤングケアラー、ひきこもりといった新たな行政課題や、多様化する重要課題への対応については、制度や分野ごとの境界での隙間を生まないよう、各部・各課が主体的に取り組むとともに、それぞれがオーバーラップし、縦割りを超えた市民サービスのあり方やその提供手法などを速やかに検討・実施すること。

そのために、市政運営の重要事案、複数の所管が関与する事業等の連絡調整を密にし、計画的な企画立案、効果的かつ効率的な事業実施に資するよう、経営会議をはじめとする政策行動会議等を積極的に活用した情報共有を図ることとする。

また、会議運営の効率化、情報共有の効率化の観点から、資料の定型化やペーパーレス運用の試行、グループウェアやテレワーク端末、ビジネスチャット等の活用についても積極的に検討すること。

#### **【公民連携の推進】**

公民連携の推進にあたっては、「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」にある「三方良し」の考え方を常に念頭に置き、現下の地域課題、行政課題に対する解決策等に関する申出が民間事業者からあった際には、そのアイデアやノウハウ等の提案を聞く場面を積極的に用意すること。

### **3. 行財政改革の推進**

#### **【行財政改革全般】**

市民の利便性、職員の生産性の向上に向けて、東村山市第5次行財政改革大綱第1次実行プログラムに位置付く「市民からの手続き、相談等のオンライン化」、「内部業務効率化のためのシステム化」、「RPA 等の活用による業務自動化の推進」の取り組みを各部において検討し、中期的なデジタル技術の導入計画を立案するものとする。とりわけ、短期的な効果発現につながる業務のデジタル化に関する取り組みは経費節減効果が高く見込まれることから、積極的に業務のデジタル転換を図るものとする。

また、庁内共通業務のデジタル化による職員の生産性向上にも取り組むこととする。主要な施策の成果の概要、事務報告書、その他統計資料等、これら刊行物発行所管においては、従来の作成方法を見直し、業務のデジタル化への転換を図るものとする。

その他、今後における行政手続のオンライン化を見据えて、現在の業務フローに着眼し、機能していないプロセスや、手戻りの多いプロセス等を把握し、デジタル技術の導入が可能なプロセスの有無を予算要求前までに各部において整理すること。

これらの取り組みの総体が東村山市 DX 推進であり、その先にあるスマートシティ施策形成への第一歩として、庁内全体で行財政の持続可能性、レジリエンスを高める取組につながるものであることを職員各自が業務改善を通して認識することとする。

#### **【施設再生の推進】**

公共施設再生計画では、多様なニーズへの対応やサービスの持続可能性の向上を目指しており、その検討に際しては、ハコ(建物)に依存しないことが前提であり、必要なサービスの持続可能性を高めることを主眼とすること。将来を見据えた基本的な方針や方向性を定めていくアクションプランの策定に向けては、すべての施設・機能が見直しや複合化の対象であることを意識し、その内容を反映させること。

また、その前提として、今後市民とともにサービス面での検討を深める上でも必要となる、現状の建物で行われているサービスに関する公共施設再生に向けた論点の整理、洗い出しについては、改めてこれまでの検討や検討に基づく施策の実施などの進捗状況を踏まえ、遺漏のないよう努め、情報共有した上で全庁的な対応を図ること。

#### **【持続可能な財政運営の確立】**

財政運営の持続可能性を高めるため、短期集中的に実行するアクションプランの策定にあたっては、既存の事務事業のあり方についてウィズコロナ・ポストコロナを踏まえた未来志向で十分に検証し、事務事業の見直し・最適化や基金の整理・再編等を取組項目とすること。また、着手できる項目は年度内に取り組み、それ以外の項目は令和5年度に向けた予算編成に反映させること。

以上